

1 1 確定拠出年金運営管理機関関係

確定拠出年金運営管理機関の監督にあたっての財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の事務処理手続き等については以下のとおりとする。

なお、金融庁監督局総務課にあっても同様の取扱いを行うものとする。

1 1 - 1 金融庁長官への協議

財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、確定拠出年金運営管理機関の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議した上で、厚生労働大臣とともに処分をするものとする。

なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

- (1) 確定拠出年金法（以下、「法」という。）第91条第1項の規定による登録の拒否
- (2) 法第104条第1項の規定による業務改善命令
- (3) 法第104条第2項の規定による業務停止、登録取消し

1 1 - 2 登録の申請、届出関係

法第6章の規定に基づく、確定拠出年金運営管理機関の登録申請並びに変更及び廃業等の届出の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、登録申請書及びその添付書類並びに変更及び廃業等の届出は、厚生労働省を通して提出するよう要請するものとする。

1 1 - 2 - 1 登録申請書の受理

- (1) 財務局長は、法第89条第1項の規定に基づく登録申請書の受理に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - ① 申請書の副本に、登録免許税領収書の写しが貼付されていること。
 - ② 法第89条第1項第4号に規定する「営業所」とは、確定拠出年金運営管理業（以下、「運営管理業」という。）を営む者が一定の場所で運営管理業の業務（以下、「運営管理業務」という。）の全部又は一部を反復継続して営む施設をいい、名称の如何を問わない。また、営業所は、登記簿上の支店でなくとも、客観的にみて営業所とみられるものを含む。
 - ③ 確定拠出年金法施行令（以下「令」という。）第58条第1項各号の者に係る当該各号に定める所在地又は住所の区分に応じた施設は、それぞれ登記簿上の本店等国内における運営管理業務全般を統括する施設をいう。

(2) 登録申請書類の添付書類の審査に係る留意事項

国内に在留する外国人が提出した外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等でも可）は、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（以下「主務省令」という。）第3条第1項第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

11-2-2 登録の申請の処理

厚生労働省から（金融庁経由）登録申請書の送付があったときは、次に掲げる事項に留意し、処理を行うものとする。

(1) 財務局が登録の申請の処理を行う申請対象者は、令第58条第1項各号に掲げる者（同条第6項の規定により金融庁長官の指定するものを除く。）であること。

(2) 登録申請書の審査にあたっては、次のとおり取り扱うものとする。

① 法第91条第1項第3号の審査にあたっては、令第48条に掲げる法律（農業協同組合法、水産業協同組合法、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律、確定給付企業年金法及び独立行政法人農業者年金基金法を除く。）に基づき当該申請者の監督を担当している課又は室に該当の有無を確認する等の方法によること。

② 法第91条第1項第4号の審査にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

イ 主務省令第3条第1項第5号の添付書類に記載されている事項が、銀行法第21条等に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載されている事項と同程度以上の内容となっているか確認する。具体的には、主務省令第3条第1項第5号の添付書類に記載されている「業務の内容及び方法」、「損失の危険の管理方法」並びに「業務の分掌方法」が、それぞれ銀行法施行規則第19条の2等に規定する「銀行の主要な業務の内容」、「リスク管理の体制」並びに「経営の組織」と同程度以上の内容となっているか確認する。

ロ 損失の危険の管理が困難であるかどうかについては、当該申請者のリスク管理体制について審査のうえ判断するものとする。なお、当該申請者の最近における財産及び損益の状況が良好である場合には、損失の危険の管理が困難ではないと判断して差し支えない。

ハ 申請者が令第58条第1項第5号から第12号に掲げる者である場合は、当該申請者が運営管理業を営むことについて、当該申請者を監督する行政庁の認可又は承認があるときは、損失の危険の管理が困難ではないと判断して差し支えない。

③ 法第91条第1項第5号の審査にあたっては、主務省令第4条第3号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる者について、各号に掲げる法律に基づき当該各号に掲げる者の監督を担当している課又は室に該当の有無を確認すること。

- (3) 法第90条第2項の規定による登録通知書（別紙様式1）については、厚生労働省から登録番号を記入した上で送付されるので、内容を確認のうえ、厚生労働省あて（金融庁経由）回答すること。
- (4) 法第91条第2項の規定による登録拒否通知書（別紙様式2）については、厚生労働省から、拒否の理由に該当する法第91条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書等の重要な事項の虚偽の記載がある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにしたうえで送付されるので、拒否の理由を確認のうえ、厚生労働省あて（金融庁経由）回答すること。

1 1 - 2 - 3 変更届出書の受理

- (1) 変更の届出は、1 1 - 2 - 1に準じて取り扱う。
- (2) 変更届出書により、法第91条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、速やかに改善を指示し、速やかに改善が見られない場合は、法第104条第2項の規定により、登録を取消し、又は6月以内の期間を定めて運営管理業の全部若しくは一部の停止を命じるものとする。

1 1 - 2 - 4 財務局の管轄区域を越えて主たる営業所の位置を変更する場合等の送付文書等

- (1) 財務局の管轄区域を越えて主たる営業所の位置を変更する変更届出書を受理した財務局長は、当該変更届出書に別紙様式3による財務局の意見書、従来の登録申請書及び添付書類並びに直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録の権限を有することとなる財務局長に送付する。
- (2) 営業区域の変更等の事由により確定拠出年金運営管理機関に係る金融庁長官の監督権限が財務局長に変更される場合、又は財務局長の監督権限が金融庁長官に変更される場合の事務手続きは、上記(1)に準じるものとする。

1 1 - 2 - 5 廃業等届出書の受理

- (1) 財務局長は、廃業等届出書を受理した場合において、運営管理業務の引継ぎがある場合には、当該届出書の記載事項及び添付書類の不備の有無を確認するほか、加入者保護の観点から、併せて確定拠出年金運営管理機関に対して以下の状況を確認する。
 - ① 業務を引き継いだ先の確定拠出年金運営管理機関の名称、規約名（企業名）、引継事項の種類（事業主、企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下、「加入者等」という。）の氏名及び住所、提示した運用の方法の内容、運用の方法に係る情報等の別）、規約ごとの加入者等の数
 - ② 令第50条及び主務省令第9条に基づく書面の受渡し日
 - ③ 法第93条第4号の事由で届出をする場合にあっては、廃業の機関決定の状況（意思決定機関、機関決定日）
 - ④ 業務を引き継いだ先の確定拠出年金運営管理機関の企業型年金規約の変更状況

- (2) 上記(1)については、当該廃業等届出書の添付書類等によって確認できる部分については省略しても差し支えない。

1 1-2-6 変更届出事項の確定拠出年金運営管理機関登録簿への登録

変更届出書等を受理した場合は、変更事項等を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録する。

1 1-2-7 確定拠出年金運営管理機関登録簿の閲覧

法第90条第3項の規定に基づく確定拠出年金運営管理機関登録簿の閲覧については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、氏を改めた者が登録簿の閲覧に係る申請をする場合においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。

(1) 電子メール等による閲覧

- ① 金融庁長官又は他の財務局長が登録を行った確定拠出年金運営管理機関に係る登録簿の閲覧の申請があった場合は、厚生労働省又は当該確定拠出年金運営管理機関の登録を行った財務局（金融庁が登録を行った場合においては金融庁）に対する閲覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。
- ② 電子メール等で登録簿の閲覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿を電子メール等で送付する。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。
- ③ 登録簿の電子メール等による閲覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。
 - イ 氏名
 - ロ 住所
 - ハ 電話番号
 - ニ 登録簿の送付を希望するメールアドレス
 - ホ 職業
 - ヘ 閲覧を希望する登録簿に係る確定拠出年金運営管理機関の商号及び登録番号
 - ト 閲覧の目的
- ④ 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿の送付を拒否することができるものとする。

(2) 財務局での閲覧

- ① 金融庁長官又は他の財務局長が登録を行った確定拠出年金運営管理機関に係る登録簿の閲覧の申出があった場合は、厚生労働省又は当該確定拠出年金運営管理機関の登録を行った財務局（金融庁が登録を行った場合においては金融庁）において閲覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。
- ② 閲覧の申出があった場合には、別紙様式4による確定拠出年金運営管理機関登

録簿閲覧申請書に所定事項の記入を求めることとする。

- ③ 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとするものとする。
 - イ 登録簿の閲覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とする。
 - ロ 閲覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。
 - ハ 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の閲覧日又は閲覧時間を変更できるものとする。
- ④ 登録簿は、財務局長が指定する閲覧場所以外に持ち出すことができないものとする。
- ⑤ 次に該当する者の閲覧を停止又は拒否することができるものとする。
 - イ 上記②から④までその他当局の指示に従わない者
 - ロ 登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - ハ 他の閲覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

11-3 行為準則等に関する事項

確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為等については、法第99条、100条及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）第2条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（注）行為準則等を含め、平成13年厚生労働省年金局長通知「確定拠出年金制度について」及び「確定拠出年金Q&A」を適宜参照し、その内容に留意するものとする。

11-3-1 加入者の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービス提供法第2条）

確定拠出年金運営管理機関には、運営管理業の担い手として、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくために、加入者（金融サービス提供法第2条第1項に規定する加入者をいう。以下同じ。）の最善の利益を勘案しつつ、加入者に対して誠実かつ公正にその業務を遂行することが求められる。そのため、確定拠出年金運営管理機関は、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「加入者の最善の利益」のあり方を考え、これを実現するために自らの規模・特性等を踏まえ、組織運営や商品・サービス提供も含め、加入者に対して誠実かつ公正にその業務を遂行する必要があること。

11-3-2 運用方法の除外

確定拠出年金運営管理機関が提示した運用商品について、当該商品提供機関（法第23条第1項各号に掲げる運用の方法を提供する者をいい、自己が運用の方法を提供する

者である場合を含む。)の業務及び財産の状況の変化などの要因により、当該運用商品を継続的に提示することが適切でなくなった場合には、法第23条第2項の趣旨に鑑み、速やかに当該運用商品を除外するものとする。

11-3-3 法第100条第5号関係

法第100条第5号の趣旨に鑑み、例えば、商品提供機関から商品提示に係る手数料等を受領する目的のために、又は株価を支える目的のために、特定の運用商品を提示しないこと。なお、商品提供機関から商品提示に係る諸費用を超えない範囲で手数料等を受領することは差し支えない。

11-3-4 法第100条第6号関係

法第100条第6号の趣旨に鑑み、例えば、特定の運用商品のみを評価したり、特定の運用商品のみを評価しないようなことを行わないこと。また、提示した運用商品のうち一部の運用商品について情報の提供を行うことのないこと（加入者等から特定の運用商品の説明を求められた場合において、運用商品の一覧を示して行うときを除く。）。

11-3-5 主務省令第10条第1号関係

ファイアーウォール規制に関し、運営管理業務の専担者以外の職員（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。以下同じ。）は、加入者等に提示する運用商品を選定してはならないことに留意すること。なお、やむを得ない事情により運営管理業務の専担者以外の職員が当該業務を行う場合であっても、当該職員は運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者であってはならないことに留意すること。

11-3-6 主務省令第10条第2号関係

主務省令第10条第2号に関し、以下の点に留意すること。

- (1) 運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（いわゆる営業職員）が、確定拠出年金の運用の方法として加入者等に提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は指図を行わないことを勧めることのないこと。
- (2) 営業職員が運用の方法の情報の提供を行う場合又は営業職員以外の職員が運用の方法の情報提供を行う際に営業職員が同席する場合にあつては、確定拠出年金法施行規則（以下「厚生労働省令」という。）第20条第4項において、書面の交付その他の適切な方法により、運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘との誤認を防止するための説明を行うこととされていること。当該説明としては、少なくとも、以下の事項を説明すること。
 - ① 運用の方法の情報の提供は確定拠出年金運営管理機関として行うこと。
 - ② 特定の運用の方法の推奨が禁止されていること。

11-3-7 主務省令第10条第4号関係

- (1) 主務省令第10条第4号の「年金制度」には、公的年金、厚生年金基金、確定給付企業年金、国民年金基金、農業者年金、確定拠出年金等が該当する。
- (2) 表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする（以下、主務省令第10条第6号及び第7号において同じ。）。
 - ① パンフレット、ご契約のしおり等加入申込のために使用される文書及び図
 - ② ポスター、看板その他これらに類似する物による広告
 - ③ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告
 - ④ その他情報を提供するための媒体

11-3-8 主務省令第10条第6号関係

比較表示に関し、例えば次のような行為をした際には、主務省令第10条第6号に該当することが考えられる。

- (1) 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。
- (2) 運用商品の内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部ののみを表示すること。
- (3) 運用商品の内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。
- (4) 社会通念上又は取引通念上同等の商品として認識されない運用商品間の比較について、あたかも同等の種類との比較であるかのように表示すること。

11-3-9 主務省令第10条第7号関係

- (1) 主務省令第10条第7号の「運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」としては、例えば、厚生労働省令第20条第1項各号に該当するものが考えられる。
- (2) また、例えば次のような行為を行った際には、主務省令第10条第7号に該当することが考えられる。
 - ① 厚生労働省令第20条第5項の「金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載された数値又は信用ある格付機関の格付（以下「客観的数値等」という。）以外のものを用いて、当該金融機関の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。
 - ② 使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さずその意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。
 - ③ 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該運用商品の元本の支払が保証されていると誤認させること。
 - ④ 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。

11-3-10 主務省令第10条第9号関係

主務省令第10条第9号の「運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすことと

なる事項（法第100条第4号の政令で定めるものを除く。）」には、例えば、次のものが該当することが考えられる。

- (1) 確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況
- (2) 当該確定拠出年金運営管理機関と運営管理契約を締結した場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報

11-3-11 主務省令第10条第10号及び第11号関係

主務省令第10条第10号の「当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」、並びに同条第11号の「当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」には、例えば、次のものが該当することが考えられる。

- (1) 令第51条各号に掲げる事項
- (2) 確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況
- (3) 当該確定拠出年金運営管理機関を選択・指定した場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
- (4) 確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期及び脱退一時金の支給要件（主務省令第10条第11号のみ）

11-3-12 勧誘に係る一般的事項

法第99条、100条の趣旨等に鑑み、確定拠出年金運営管理機関が事業主等を勧誘するに際し、次のような行為をしていないかどうかを確認する。

- (1) 事業主等の業務若しくは生活の平穩を害するような時間帯に訪問し、又は電話をかけること。
- (2) 威迫的又は事業主等を著しく困惑させるような言動をすること。
- (3) 勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした者に対し、執拗に勧誘を行うこと。
- (4) 利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を約すること又は約していると誤解させるような表現を用いること。
- (5) 事業主等に対して、特別の利益を提供することを約すること。
- (6) 法第90条の登録を受けていることにより、内閣総理大臣、厚生労働大臣、金融庁長官、財務局長等その他の公的機関が当該確定拠出年金運営管理機関を推奨し、又はその行う運営管理業務の内容について保証しているかのように誤解させるような言動をすること。
- (7) 社会的に過剰な営業活動であると批判を浴びるような勧誘を行うこと。

11-3-13 個人情報の保護に関する事項

法第99条第2項の趣旨に鑑み、加入者等の個人に関する情報について、確定拠出年金運営管理機関が以下の措置を講じているかどうかを確認する。

- (1) 加入者等の個人に関する情報については、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置が講じられているか。

(安全管理について必要かつ適切な措置)

- ① 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第8条の規定に基づく措置
- ② 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置
- ③ 私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置（平成29年厚生労働省告示第211号）の規定に基づく措置

(従業者の監督について必要かつ適切な措置)

- ① 保護法ガイドライン第9条の規定に基づく措置
- ② 実務指針Ⅱの規定に基づく措置

(委託先の監督について必要かつ適切な措置)

- ① 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置
- ② 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

- (2) 加入者等の個人に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、保護法ガイドライン第5条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

（注）その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

- ・ 労働組合への加盟に関する情報
- ・ 民族に関する情報
- ・ 性生活に関する情報
- ・ 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報
- ・ 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報
- ・ 犯罪により害を被った事実に関する情報
- ・ 社会的身分に関する情報

11-3-14 業務管理態勢

確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮し、加入者等の利益が最大となるよう、法令及び社内規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められることから、法令及び社内規則等の適正な遵守を確保するための態勢を整備しなければならない。特に、下記の事項に留意すること。

- (1) 運用関連業務が適切に行われるよう社内規則等を定めるとともに、運用関連業務を行う役職員への周知を行っていること。
- (2) 法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢を整備していること。
- (3) 運用関連業務を行う役職員（運用の方法の提示又は情報を提供する営業職員を含む。）が、当該業務及びその前提となる確定拠出年金制度に関する十分な知識を有するよう、研修等を行っていること。
- (4) 加入者等から申出があった苦情等に対し、迅速・公平かつ適切に対処する態勢を整備していること。

- (5) 確定拠出年金運営管理機関が、その運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託する場合及び運営管理業務に付随する事務の一部を他の者に委託する場合に、委託先の選定をはじめとして委託先の管理を適切に行う態勢を整備していること。

11-4 監督事務

財務局長は次の点に留意する。

11-4-1 標識の掲示及び無登録業者に対する警告

(1) 標識の掲示

確定拠出年金運営管理機関による標識の掲示については、法第94条の趣旨等に鑑み、次により行われているかどうかを確認する。

- ① 標識を掲示する場所は、店外等で公衆の見やすい場所であること。
- ② 標識の材質は、金属等長期の使用に耐えるものを用いていること。
- ③ 標識に記載されている文字が明りょうに読むことができる状態にあること。

(2) 無登録業者に対する警告等

① 実態把握

加入者等からの苦情、捜査当局からの照会、確定拠出年金運営管理機関等からの情報提供及び新聞広告等から、法第88条第1項の登録を受けずに運営管理業を行っている疑いのある業者を把握した場合は、直接、当該業者に電話で確認する等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。

② 無登録者に対する警告等

実態把握の結果、当該業者が無登録で運営管理業を行っていることが判明した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに取やめるよう別紙様式5により文書で警告を行うとともに、捜査当局に連絡する。別紙様式5による警告を発したにも関わらず是正しない者については、捜査当局に対して告発を行うものとする。

③ 金融庁への報告

財務局長は、①及び②の措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁へ報告するものとする。

11-4-2 加入者等の縦覧に供する書面

法第96条の確定拠出年金運営管理機関が備え置く書類に記載すべき主務省令第8条第1項第4号に定める「営業所」については、運営管理業を営む者が一定の場所で運営管理業の全部又は一部を継続して営む施設を記載することに留意すること。

11-4-3 業務報告書

- (1) 財務局長は、確定拠出年金運営管理機関に対して、業務報告書を、厚生労働省を通して提出するよう要請するものとする。
- (2) 厚生労働省担当課において取りまとめた業務報告書の計数等は、確定拠出年金運営管理機関の監督の参考とするために、金融庁担当課から適宜の方法により財務局に提供するものとする。

11-4-4 法定帳簿等の電磁的方法による保存の要件

- (1) 法第101条に規定する帳簿書類については、次の①、②の要件を満たす場合は主務省令第11条第4項に定める「加入者等の保護上支障がないと認められるとき」に該当し、同項に定める方法により保存が認められる。

① 電磁的方法による保存のための要件となるもの

- イ 法令上必要とされる記載事項を満たし、電磁的方法によって作成、保存されていること。
- ロ 保存に使用する電磁的方法は、同条第3項に規定する当該各号に掲げる日から起算して少なくとも5年間の保存期間の耐久性を有すること。
- ハ 電子媒体におけるデータ入力にあたって、ID、パスワード等を管理するシステムとなっているなどにより、改ざん、混同を防止するシステムとなっていること。
- ニ データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨が明示されていること。
- ホ 上記ニの「原本」のバックアップが作成され、「副本」として保存されていること。
- ヘ 保存されているデータにつき、合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。
- ト 内部監査等に対応できるシステムとなっていること。
- チ 作成・保存に関する責任者を置き、管理規則が整備されているほか保存期間を通じて適切な管理が行い得る状態にあること。
- リ 電子媒体における入力データの取消し又は修正を行った場合、その取消し又は修正がそのまま残されるシステムとなっていること。
- ヌ 電子媒体により作成、保存した法定帳簿のハードコピーに手書きによる追記、補完等を行った場合は、当該ハードコピーが原本として保存されていること。

② マイクロフィルムによる保存のための要件となるもの

- イ 法令上必要とされる記載事項を満たし、マイクロフィルムによって作成、保存されていること。
- ロ 保存に使用するマイクロフィルムは、同条第3項に規定する当該各号に掲げる日から起算して少なくとも5年間の保存期間の耐久性を有すること。
- ハ データ入力にあたって、改ざん、混同を防止する措置がとられていること。
- ニ データ保存に使用するマイクロフィルムの一つを「原本」として定め、その旨が明示されていること。
- ホ 上記ニの「原本」のバックアップが作成され、「副本」として保存されている

こと。

ヘ 保存に使用するマイクロフィルムにつき、合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なものとなっていること。

ト 内部監査等に対応できる体制となっていること。

チ 作成、保存に関する責任者を置き、管理規則が整備されているほか保存期間を通じて改ざん、混同を防止する体制が整備され適切な管理が行い得る状態にあること。

(2) 財務局長は、主務省令第11条第4項の規定に基づき法定帳簿の保存を行う確定拠出年金運営管理機関から、あらかじめ、(1)①又は②の要件が満たされている旨を証する届出書（正本1部及びその写し1部）を受領する。

(3) (2)に規定する届出書には、次に掲げる書類が添付されているかを確認する。

- ① 運営管理業務に関する帳簿書類のうち、電磁的方法又はマイクロフィルムにより作成、保存しようとするものの名称一覧
- ② 帳簿書類の電磁的方法又はマイクロフィルムによる作成、保存に関するフローチャート及び(1)①又は②の要件が満たされている旨の説明文
- ③ 帳簿書類のハードコピーのサンプル
- ④ 作成、保存に関する責任者名及び管理規則

11-5 行政処分を行う際の留意点

11-5-1 行政処分の基準

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第104条に基づく業務改善命令、②法第104条に基づく業務停止命令、③法第104条に基づく登録取消しがあるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 法第103条第1項に基づく報告徴収命令

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリングなど）を通じて、法令等遵守態勢、業務運営態勢等に問題があると認められる場合においては、法第103条第1項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第103条第1項に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 法第103条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、確定拠出年金運営管理機関の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ② 必要があれば、法第103条第1項に基づき、定期的なフォローアップ報告を

求める。

(3) 法第104条第1項又は第2項に基づく業務改善命令、業務停止命令、登録取消し

検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、加入者等の利益の保護に関し重大な問題が認められる場合等においては、以下①から③に掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを確定拠出年金運営管理機関の自主性に委ねることが適当かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

イ 公益侵害の程度

確定拠出年金運営管理機関が、確定拠出年金制度に対する信頼性を大きく損なうなど公益を著しく侵害していないか。

ロ 被害の程度

広範囲にわたって多数の加入者等が被害を受けたかどうか。個々の加入者等が受けた被害がどの程度深刻か。

ハ 行為自体の悪質性

ニ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

ホ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

ヘ 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

ト 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

チ 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

イ 経営陣の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

ロ 内部監査態勢は十分か、また適切に機能しているか。

ハ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分にな

されているか。

③ 軽減事由

以上①及び②の他に、行政による対応に先行して、確定拠出年金運営管理機関が自主的に加入者等の利益の保護のために所要の対応に取り組んでいるなど、といった軽減事由があるか。

(4) 標準処理期間

法第104条に基づき監督上の処分を命ずる場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね2か月以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

イ 複数回にわたって法第103条第1項に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

ロ 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間に含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

11-5-2 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

意する。

11-5-3 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、確定拠出年金運営管理機関からの求めに応じ、監督当局と確定拠出年金運営管理機関との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

法第103条第1項に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した確定拠出年金運営管理機関から、監督当局の幹部と当該確定拠出年金運営管理機関の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該確定拠出年金運営管理機関に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注）確定拠出年金運営管理機関からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第103条第1項に基づく報告書を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

11-5-4 不利益処分の公表に関する考え方

(1) 法第106条の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を記載するものとする。

- ① 商号又は名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる営業所又は事務所の所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 処分の内容

(2) 上記(1)以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行為規範）」の「I-5. 透明性」に規定された考え方によることに留意する。

すなわち、業務改善命令等の不利益処分については、他の確定拠出年金運営管理機関における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により対象確定拠出年金運営管理機関の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

11-5-5 監督処分の通知

(1) 法第104条第1項及び第2項の規定による監督処分を行ったときは、遅滞なく、監督局長に通知するものとする。

- (2) 法第106条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを、遅滞なく、監督局長に対して送付するものとする。